

とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六十二号

とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部を改正する条例

(とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第一条 とちぎリハビリテーションセンター設置、管理及び使用料条例(平成十三年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

(栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 栃木県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十九年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成十六年栃木県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第八項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。